

津幡町訓令第7号

庁 中 一 般  
出 先 機 関

津幡町防災士被服等貸与規程を次のように定める。

令和8年9月28日

石川県津幡町長 吉 田 克 也

津幡町防災士被服等貸与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、津幡町防災士として地域における防災活動に従事する者に対し、その活動が円滑に行われるようにするため、貸与する被服等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与品)

第2条 津幡町防災士に対し、防災士ベスト1着及び帽子1個（以下「貸与品」という。）を貸与する。

(費用負担)

第3条 貸与品の購入及びこれに要する費用は、町の負担とする。

(着用の義務)

第4条 被貸与者は、津幡町防災士として地域における防災活動に従事する際に貸与品を着用し、それ以外に着用してはならない。

(貸与品の管理)

第5条 貸与品は、被貸与者の責任において常に清潔にし、管理しなければならない。

2 被貸与者は、貸与品を他の者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(貸与品の返還)

第6条 被貸与者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに貸与品を返還しなければならない。

(1) 津幡町防災士としての活動を辞退したとき。

(2) 町から貸与品の返還を求められたとき。

(台帳の整備)

第7条 町は、貸与品の管理を適正に行うため、貸与品管理台帳を備え付け、貸与の状況を常に明らかにしておかなければならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、貸与品の取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。